

浜松市水防団交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水防団条例(昭和38年浜松市条例第19号)第1条の規定により設置した浜松市水防団の円滑な運営管理を図るため、浜松市水防団に対し、地方自治法第232条の2(昭和22年法律第67号)の規定に基づき交付する浜松市水防団交付金(以下「交付金」という。)について、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、浜松市水防団の運営管理に関する経費とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内で前条の経費に相当する額とする。

(交付申請)

第4条 交付金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 交付金の交付時期は、水防団長からの請求によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(交付金の使途)

第6条 交付金は、第1条の趣旨及び第2条の交付の対象に係る規定に基づき、運営管理に要する経費として別に定めるものに充てるとする。

(状況報告)

第7条 交付金の交付を受けた者は、浜松市水防団の運営管理について、その年度に交付を受けた事業が完了した際、速やかに報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が求めた場合においては、求められた事項について、その都度、速やかに報告しなければならない。

(監査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは交付金に係る事業等について、監査することができる。

(交付金の返還)

第9条 市長は、交付金の交付を受けた者が、第2条の運営管理に関する経費以外の

ものに交付金を充当したときは、当該充当した金額を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和55年度分の交付金から適用する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

浜松市長 様

所在地 浜松市中区元城町103番地の2
名称 浜松市水防団
代表者 水防団長

交付金交付申請書

下記のとおり浜松市水防団交付金を交付されたく申請いたします。

記

- 1 事業の内容及び効果
- 2 事業の経費の配分、使用方法、遂行に関する計画及び完了予定日
- 3 交付を受けようとする額
- 4 その他